

（郵便番号、金曜日施行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

# 鳥取県公報

## 目 次

### ◇監査公告

昭和三十年度に係る湖山砂丘かんがい事業所

ほか三箇所の定期監査の結果公表

## 監 査 公 告

### 監査概況

県営耕地事業に係る湖山砂丘かんがい、北条浜かんがい、  
北条用排水の各事業所並びに中海干拓事業所の監査に當

つては湖山砂丘かんがい、北条用排水の各事業所は初回  
であるがその他は前回の指摘事項を考慮し特に、工事の  
施工並びにその進捗状況につき実施した。その結果各事  
業とも國の財政事情等の関係もあつて事業費は逐年圧縮  
され、当初計画通りの執行は望み難く遅々としているの  
でこれが財源確保については、関係機関を通じ一層努力  
し事業の早期完成に努められた。

昭和三十一年十二月十一日  
鳥取県監査委員 松本利治  
同 大西節夫

なお湖山砂丘地帯は、かんがい施設によつて逐次開発さ

監 査 同 近 藤 伝 一  
個 所 執 行 年 月 日

湖山砂丘かんがい事業所 昭和三十一年八月十日監査  
中海干拓事業所 同 八月十二日監査

北条浜かんがい事業所 同 八月十三日監査

北条用排水改良事業所 同

れ、その高度利用に配意されているがこれに対する作物の栽培、普及、指導面が徹底していない。また砂丘地における試験研究等についても立遅れの憾があるので関係当局は一層連携を密にし、農業技術の普及改良を図り経常の合理的改善に努めるよう配意が肝要と認められるのでこの点考慮完善処されたい。

次に各事業所別にその概況を掲記する。

湖山砂丘かんがい事業所 昭和三十一年八月十日監査

監査委員 松本利治

同 近藤伝一

一 本事業所は湖山砂丘を中心とし總受益面積二三六町歩に対し、総工費一億四千四百余万円をもつて本年度から五ヶ年計画により着手したものである。

職員は所長以下四名（内二名臨職）で事務所を現地に設置し該事業の調査設計、工事監督、用地買収及び補償等の現地事務の掌理に当り概ね円滑に執行している

が、特に庶務規程による備付諸帳簿等は速かに整備して置くべきである。

二 前記総工費のうち、本年度事業費は当初二千五百万円を予算計上したがその後財政事情によつて、七百八十余万円に減額されたため導水路二三七・〇米（取入口、取入水路、角落橈門、暗渠導水路、袖石垣取付）とその他事務所倉庫等附帯工のみの施工に終つている。

また導水路工の一部（工費百三十五万円）は事業継続としていたが（監査当日既に完了）事業費の確定が遅延したため、工事の繰越分が若干認められたのでこの点特に留意されたい。

なお財政事情によつて初年度から事業計画の変更を余儀なくしているが、主管当局は財源確保につき一層努力することと、事業費の見透し等については充分関係機関と連携いをとり遺憾のないよう配意されたい。

三 工事入札、請負契約の締結、工事請負費その他の経費支払事務は主管課で処理しており整理状況は適正と認めめた。

### 中海干拓事業所 昭和三十一年八月十二日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

異動が激しいようであるから、縮切堤塘の築造をさきに施工するとか防止策を考究する要ありと認められる。

三 外江干拓は二十九年度をもつて完成しているが前回も強く指摘した如く干拓地に対する耕作指導が不徹底である。

殊に該地は現在開拓財産として所管を変へ配分計画の段階にあるが、依然として増反組合の仮配分により維持管理をしており、中には一部耕作目的を逸脱し他の用途に使用しているものがあるから関係当局は充分この点に留意し、その売渡、或いは當農指導に配意すべきである。

二 本年度事業費は堤塘工事四百十八万余円、埋立工事

四百九十五万余円、雜工事八十一万余円（麥電所移転費七十八万円を含む）その他事務費等を合せて一千一百万余円であるがこの中、堤塘工事の一部（一百二十六万五千円）繰越していた。なお堤塘工事の両側は完成し縮切堤塘となつているが風波浪のため埋立土の

北条浜かんがい事業所 昭和三十一年八月十三日監査

監査委員 松本利治

同 近藤伝一

一 当所の事業は北条、大栄、由良に亘る六百十五町歩の砂丘地に対しかんがい及び排水施設を建築するため、

総事業費二億七千余万円をもつて昭和二十七年度から着手しているが、三十年度までの投資総額は六千四百余万円でその進捗率は二三・九%であり、前回も指摘した如く事業の推進は遅々としている。殊に大規模県営砂丘地かんがい事業であるが逐年国庫財政の圧縮、県財政の事情に大きく影響されているが、財源確保に一層努力し、事業の早期完成に努められたい。

- 二 本年度事業費は収入堰堤二千七十九万余円（一〇六・九米）床固二千十六万余円（七四・三一米）用地買収その他事務費等合せて二千六百六十余万円であり、諸工事は概ね順調に施工しているものと認めた。

### 三 工事事務の処理状況は概ね適切と認めた。

- 北条用排水改良事業所 昭和三十一年八月十三日監査員 松本利治 同近藤伝一  
一本事業は天神川左岸と由良川との区域における、総受益面積一、〇八八町歩に対する幹線用水路補工と

排水不良となつて幹線水路の改修を計画し、総事業費二億円をもつて本年度より新規事業として起工したものであり、職員は所長以下五名（内臨職三名）で調査設計、工事監督、用地買収及び補償等の現地事務を掌理し概ね円滑に執行しているものと認めた。

- 二 本年度事業費は一千万余円で第一期工事水路二五米、三方混凝土舗装と附帯工として橋梁一、沈砂地一、昇降口六、揚水施設を実施、続いて第二期工事水路二九六・六米、三方混凝土舗装附帯工橋梁一、渡橋六、昇降口一一を施工したが年度内に一部完成見込みたたず一百六十六万円を繰越し五月二十四日内事業を完成していた。

- 三 工事事務の処理状況は、概ね適切と認めたが処務規程による備付諸帳簿の整備が不充であつたので早期に整備して置かれたい。  
なお工事入札、請負契約の締結、工事請負費その他の経費支払事務は主管課で処理している。